

第28回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年12月26日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 10名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

10番 妹 尾 伸 二

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 7 報告第 2 号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について
- 日程第 8 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 9 議案第 2 号 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
- 日程第 1 0 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 1 1 議案第 4 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 日程第 1 2 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について
- 日程第 1 3 議案第 6 号 浜中町農業振興地域整備計画書の変更について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 浜中町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定について
- 日程第 1 5 次回総会日程（予定）について

事務局長 第28回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議長 おはようございます。
本日は足元の悪い中、本総会にお集まり頂きありがとうございます。
今年もあと1週間で1年が終わろうとしております。今年1年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症が収まらず何かと不自由な年明けを迎え、さらにロシアのウクライナ侵攻に伴い、穀物やエネルギー問題が世界で駆け巡りました。
また、酪農経営状況に関しては肥料の不足や高騰に苦勞されたと思います。
乳製品の販売不振や酪農の副産物である子牛の価格低迷など、全国的に近年には無い不況にさらされた1年でありました。
来年度の乳価は、10円の値上げとなり来年に向けて少しは明るい兆しが見えたと思います。
本農業委員会に関しては、皆様方のご協力により滞りなく業務が遂行されたと思います。3年に1度の研修旅行についても滞りなく目的を達成することができました。
私達の人気も後7か月余りとなりましたが、残された期間もより研鑽を深め、より慎重に進めて参りたいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番妹尾委員、1番嵯峨委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局長 前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

12月7日から8日、北海道自治体情報システム協議会主催の「令和4年度第1回農政部会全体会議」が札幌市で開催され、村田係長が出席しております。現在農業委員会では、農林水産省の農業委員会サポートシステムとユニオンデータシステムのエージェンシーの2つの農地台帳システムを管理しておりますが、この二重管理の利点や疑問点、または今後作成する目標地図との関連性などについて協議が行

われたところでございます。

12月7日～8日、「令和4年第4回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。一般質問者は5名で、津波避難対策緊急事業計画の内容、浜中町地域企業振興基本条例制定後の動き、ノコベリベツ川の氾濫対策、道々へのエゾシカ進入防止電気柵の設置、ポストコロナ時代の地域活性化など、9件について議論が交わされております。

また、町長からは条例改正や公の施設の指定管理者の指定、補正予算など14議案が提案、可決され、2日間の日程を終了しております。

12月9日、〇〇〇〇氏所有地の「農地利用協議」を〇〇〇〇地区で開催し、地元農業者〇名と農協担当者、妹尾委員、私が出席しております。〇〇氏は〇〇〇〇〇〇〇への売渡しを希望しており、売渡し後の〇〇からの借入予定者の決定について協議を行っております。

12月9日、「土地の現況証明願に係る現地調査」を〇〇〇〇地区で実施し、橋場委員、篠原委員、妹尾委員、私が参加しております。対象地は、経営移譲に伴う農地の使用貸借にあたり、施設が建設されている部分の現況地目を整理するものでございます。詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

12月13日、「令和5年度釧路東部地区指導農業士会総会」が農業者トレーニングセンターで開催され、長島主事が出席しております。

12月13日～14日、「根釧女性農業委員の会総会及び研修会」が釧路町で開催され、阿部委員と村田係長が出席しております。総会では、規約改正と役員体制の変更についての協議、翌日の研修会では、(株)アグリソリューションが運営する通年型野菜生産施設を視察してまいりました。

12月14日、浜中町農協が主催する「離農予定地の協議」が〇〇地区と〇〇地区で開催され、地元農業者、嵯峨委員、百々委員、私が参加しております。離農者〇名とも新規の方が入ることを希望しており、協議の結果、地元の方々からも同意を得られました。農地については、〇〇〇〇への売渡しを希望しておりますので、来年の雪解けを待って農地評価を行い、総会に諮る準備を進めていくこととなります。

12月15日、「令和4年度定期監査」が役場本庁で実施され、私と村田係長が、令和4年4月から9月末までの執行状況について監査を受けております。

12月15日、「農地転用に係る現地調査」を〇〇地区で実施し、嵯峨委員、新井委員、阿部委員、私が参加しております。申請者は来年春にバンカーサイロの建設を予定しており、農地転用に係る申請は来年〇月を目処に準備を進めておりますが、現地調査については雪が降る前に実施させていただいたところでございます。

12月16日、「令和5年度当初予算ヒアリング」が役場本庁で実施され、私と村田係長が、来年度の当初予算について説明を行ってまいりました。

12月18日、「釧路地方農業委員会連合会会長会議」が釧路町で開催され、白川会長が出席しております。

12月21日、「第5回農政部会」を開催し、白川会長、嵯峨代理、農政部会委員4名、事務局3名が出席しております。

令和5年度の当初予算と事業計画、さらに今回の総会で提案しております「タブレット端末機に関する運用基準の策定」について協議を行っております。

以上、会務報告の説明を終わります。

議長 事務局より報告が終わりました。
ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各委員 (なしの声)

議長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告の内容をご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定では、「農地又は採草放牧地について、同法第3条第1項に掲げる権利を取得した者は、農林水産省令で定めるところにより、その農地又は採草放牧地の存する市町村の農業委員会にその旨を届け出なければならない。」とされております。

この度の届出は、相続による権利の取得1件でございますが、整理番号1の届出人は、茶内西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏で、故 〇〇〇〇氏名義の農地について、平成〇〇年〇〇月〇日付けで権利の取得をしたものですが、今回の届出により取得した農地は、茶内西〇〇線ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²でございます。

詳細につきましては、議案書2ページから3ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上、本人からの届出に基づき、ご報告申し上げますので、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされており、

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告であります。

整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏より令和〇年〇月〇日付けで土地の売買に係るあっせんの申出があったものでございますが、〇〇月〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇への買入協議をすることとなりました。現地調査につきましては、〇〇月〇日に農地部会と事務局2名により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、合計で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書5～6ページ及び議案関係資料2ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委4-24号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、経営移譲に伴う農地の使用貸借にあたり、施設が建設されている部分の現況地目を整理するものでございます。現地調査につきましては、橋場委員、妹尾委員、事務局1名により〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-25号の願い出人は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は西円朱別西〇〇線〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇㎡で、経営移譲に伴う農地の使用貸借にあたり、施設が建設されている部分の現況地目を整理するものでございます。現地調査につきましては橋場委員、妹尾委員、事務局1名で〇〇月〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。調査委員の方々、何かありませんか。

各 委 員

(なしの声)

議 長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。

まず、浜農委4-24号について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、浜農委4-25号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委4-24号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-24号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-24号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委4-25号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-25号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委4-25号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第2号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、1件の届出でございますが、整理番号1は、厚陽〇〇番地、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇〇〇〇〇〇より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は厚陽〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっておりますが、この度の解約により令和〇年〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第2号の質疑を行います。本件については、〇〇〇〇委員が、
浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたします
ので、ここで退席願います。

(〇〇〇〇退席)

それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇入室)

日程第10 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
します。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその
内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は
使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する
場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければ
ならない。」とされております。

本件は、使用貸借による権利の設定5件、売買による権利の移転1件の許可申請
でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は
茶内西〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇m²で、この土地を茶内
西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号2は、姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別南
〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇m²で、この土地を姉別南〇線
〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号3は、姉別北〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別北〇線〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を姉別北〇線〇〇番地、〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号4は、西円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇m²で、この土地を西円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号5は、熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇氏所有地、対象地は熊牛東〇線〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇m²で、この土地を熊牛東〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号6は、熊牛西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏所有地、対象地は熊牛西〇線〇〇〇番〇、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を姉別北〇線〇〇番地、〇〇〇氏に売買による権利の移転でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1について、1番嵯峨委員、お願いします。

嵯 峨 委 員 整理番号1については、三代に渡り安定的な経営を行っており、現在の経営者も全ての農地を効率的に使用していることから使用貸借することに問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号2と3について、2番押切委員、お願いします。

押 切 委 員 整理番号2と3は、いずれも経営が安定しており、現在も適正に農地を使用していることから使用貸借することに問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号4について、3番橋場委員、お願いします。

橋 場 委 員 整理番号4については、経営は安定しており、使用貸借することに問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号5と6について、5番百々委員、お願いします。

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 百々委員 | 整理番号5については、常に最新技術を導入し意欲的であることから使用貸借することに問題ありません。 整理番号6については、近隣の農家への影響は無いと思いますので売買することに問題ありません。 |
| 議長 | ありがとうございました。 それでは、これから議案第3号の質疑を行います。 整理番号1について、質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。 |
| 各委員 | (質疑なしの声) |
| 議長 | 質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。 整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 |
| 各委員 | (異議なしの声) |
| 議長 | 異議なしと認めます。 |

よって、整理番号1は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

事務局 長

議案第5号 農業経営基盤強化促進事業による農用地買入協議について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第16条では、「農業委員会は、農用地の所有者からの申出の内容が、当該農用地についての所有権の移転に係るものであり、かつ、当該農用地についての農地中間管理機構を含めた調整において、認定農業者又は認定就農者に対する利用権の設定等が困難な場合であって、当該農用地を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図るため、農地中間管理機構による買入が特に必要であると認めるときは、市町村の長に対し、当該農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を、当該農用地の所有者に通知をするよう要請することができる。」とされております。

本案につきましては1件の買入協議でございますが、整理番号1は、茶内西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇氏所有地に係るもので、令和〇年〇月〇日付けで所有権移転の申出を受けておりましたが、調整委員により調整した結果、〇〇〇〇〇〇〇〇による買入が必要と判断し、ここに町長に対し、農用地の買入協議に係る要請書を提出しようとするものでございます。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係 長

(説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第6号 浜中町農業振興地域整備計画の変更について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案については、令和4年12月8日付け浜農振で、浜中町農業振興地域整備計画書の変更について、町長より意見照会があったものですが、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定では、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果、または経済事情の変動その他の推移により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。」と定められており、同法施行規則第3条の2の規定において、「市町村が農業振興地域整備計画を変更する場合には、農業委員会の意見を聴くものとする。」とされております。

今回の変更は、浜中町農業振興地域整備計画書を、概ね5年ごとに農用地区域の全体見直しを行おうとするもので、整備計画の変更案について意見を求められた本委員会といたしましては、総会において、変更案について適正であるか否かの協議をし、その結果を町長に報告することとなっております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第6号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第7号 浜中町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第7号 浜中町農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準の策定について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

令和4年5月、農業経営基盤強化促進法が改正され、各地区において地域計画を策定することが定められました。5年後、10年後までに誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを計画する上で、農業委員会では、タブレット型端末機

を用いて農業者の皆様アンケートを実施し、目標地図を作成することが求められております。

タブレット型端末機を使用するにあたり、農業委員会においては運用基準を整備し、タブレット型端末機の厳格な運用を図ること、個人情報の厳守に努める必要がありますので、本委員会においても別紙のとおり運用基準を策定しようとするものでございます。

以上、本案について提案の説明を申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第7号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第7号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第15 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、1月27日、金曜日、午前10時からを提案します。

議長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、1月27日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議がないようなので、次回総会日程については、1月27日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第28回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時20分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

10番 妹尾伸司

浜中町農業委員会

1番 嵯峨弘巳